

船舶インシデント調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和3年10月5日 12時30分ごろ
発生場所	滋賀県 ^{おおつ} 大津市 ^{しもきかもと} 下坂本南東方沖（琵琶湖 ^{びわ} 南部） 唐崎 ^{からさき} 三等三角点から真方位064°790m付近 （概位 北緯35°03.1′ 東経135°52.6′）
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{シエスタ} SIESTAⅢは、西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和3年10月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット SIESTAⅢ、5トン未満（長さ8.56m）
船舶番号、船舶所有者等	241-9112滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：波向 西、波高 約0.1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、電話で、ホテル従業員から説明を受けた入航針路（以下「予定針路」という。）により、ホテルのマリーナに向けて、機走により予定針路の目印の私設ブイ3個（以下「旗付きブイ1」、「旗付きブイ2」及び「旗無しブイ」という。）を探しながら、約3ノットの対地速力で西進した。</p> <p>私設ブイ3個は、旗付きブイ1及び旗付きブイ2が棧橋の東方に南北方向に敷設され、更にその東方に旗無しブイがアプローチ目標として敷設されていた。</p> <p>船長は、説明に従い旗無しブイ1個を右舷方に見て航過した後、旗付きブイ1及び旗付きブイ2を見付けようと、無意識に徐々に右転して北西進したので、水草が大量に繁茂^{はんも}する浅所（以下「本件浅所」という。）に向かい、本船のバラストキール下端部が座洲した。</p> <p>本船の喫水は、船首、船尾共に約0.5m、バラストキール下端部が約1.7mであった。</p> <p>本件浅所の水深は、降雨が少なく、琵琶湖の水位が下がっており、約1.5mであった。</p> <p>ホテル従業員は、船長に対して予定針路を、東方沖合の旗無しブイを右舷方に見て航行し、旗付きブイ1及び旗付きブイ2の間を航行して西進するように説明していた。</p> <p>船長は、本件浅所の存在を知らなかった。</p>
分析	本船は、西進中、船長が本件浅所の存在を知らない中、旗付きブイ

	<p>1 及び旗付きブイ 2 を見つけようと徐々に右転して北西進したことから、本件浅所に向かう進路となり、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、西進中、船長が本件浅所の存在を知らない中、旗付きブイ 1 及び旗付きブイ 2 を見つけようと徐々に右転して北西進したため、本件浅所に向かう進路となり、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖を航行するプレジャーヨットの船長は、航行する水域について、事前に湖沼図（国土地理院）を参照したり、ホテル、マリナーの従業員に聞いたりするなど、水路調査を行い、浅所の位置や水深などを把握しておくこと。 ・船長は、GPSプロッターを使い、あらかじめ棧橋への進路をイメージしておくこと。